

- 精神障害者が解雇された場合、自殺未遂を起こした場合、精神障害が悪化しており、労災認定されないのは、ありえない。
- 整形外科的治療で完治する前に、いじめパワハラのように重筋労働に従事させられたり、遠距離通勤により通院が困難になるのは、通院妨害であり、労災認定されないのは、ありえない。
- 労災事故後、通勤災害など連続発生する要因には、事業主の安全配慮義務違反があり、適切な指導を労基署は行うべきである。
- 労災事故を私傷病として健保組合に請求することは、労災隠しであり、健保組合の責任追及を厚生労働省は、東北厚生局と連携し、医療機関や薬局の指導監督をすべきである。
- 産業医が主治医に情報提供せず、軽度な不安状態として事業主に偏った判断をして適切な治療を受けられない場合やいじめパワハラがあった場合は、労災認定されるべきである。
- 精神障害者が復職支援を求めても、産業医が同意しない場合、障害者虐待であり、就労支援を行わない精神科医師の指導医や産業医資格を剥奪すべきである。
- 労災隠しで死傷病報告書を2年以上提出しない場合、例え地域の大企業であっても、厳しく処罰することを新しい労災認定基準の設けることが重要である。

以上